
支援ニュース

2006. 7.17. NO.12

新潟鉄工の闘う仲間を支援する会

支援する会 発行

発行人 杉田 三二

(0256) 52-5579

新潟鉄工所「退職金 80%カット裁判」を支援する皆様へ

退職金を全額支払うことが確定！

平成 18 年 6 月 30 日付で、管財人から、第 2 回退職加算金支給の通知が全新潟鉄工労働組合連合会、会長、本間 剛様（前中央執行委員長）宛に通知されました。その内容は「新潟鉄工、元従業員に退職金を全額支払う」と言うものです。

元従業員の皆様への支給手続は 7 月中旬から着手し、9 月末には完了する予定で進めている。等の内容です。

改めて感謝申し上げます！！

これも支援する皆様の暖かいご支援のおかげであり、心より感謝申し上げます。
新潟鉄工退職金 80%カットは違法と裁判を起こしてから 4 年が経過いたしました。最高裁に上告して 1 年と 4 ヶ月が過ぎましたが、管財人からの状況報告が無いなか、月日が過ぎていきました…。

18 年 4 月の時点で新潟鉄工の資産状況が明らかになりました。（裁判所に提出された月間報告書）管財人の公式発表がない状況でしたので支援者への報告は確定するまで控えていました。

上告理由補充書等（6通）最高裁判所等へ提出

主な要点

1

- ① 更生会社（新潟鉄工）は現在の資産状況によれば退職金を全額支払うことはもちろん、その上でなお、数十億円の余剰が発生する計算となる。少なくとも結果においては、退職金カットの必要は無かったことになる。
- ② 退職金を全額支払うことが出来る現在の状況は、退職金 80%カットが必要不可欠であるとする管財人の主張をよりどころにしていた、第一審 控訴審の各判決が正当ではなかったことを物語るものと言わざるを得ない。
- ③ 管財人団は労働協約を改定し、退職金を 80%カットしなければ、破産手続きを余儀なくされ、その場合には、退職金の支払いの目処がない旨の説明をしていたことを考えると到底、上告人らを納得させるものではない。
- ④ 退職金と退職加算金とでは、全く法的性質が異なっている。
 - 退職金は、会社更生法上、共益債権として保護を受ける性質を有する。
 - 退職加算金は法的権利性のないのに等しいもの。退職金債権のうち 80%については権利性を、ほぼ喪失せしめる内容のもの。
 - 新潟鉄工の退職金は 20% 退職加算金は 80%です。
- ⑤ この上告理由の最も要点たる部分は、退職金を 80%カットすることの必要性、合理性がないにもかかわらず、会社更生法上も保護されている労働者の重要な権利である退職金を 80%もカットすることは、違法であり、また労働協約改定にあたって 80%のカットの是非を判断するのに必要な情報が管財人団から組合員に対して提供なされていないことが改定協約の違法を基礎づけるものです。

今後の予定

最高裁の判決が確定した時点で退職金 80%カット裁判の最終報告集会を開催したいと考えております。ご支援の皆様に改めて心から感謝申し上げます。